

作物残留及び水質汚濁に係る農薬の登録保留基準として 環境大臣が定める基準値の設定（報告）

環境省環境管理局水環境部
土壌環境課農薬環境管理室

1. 環境省告示改正分

	基準値の内容	8月29日 告示	12月24日 告示	4月10日 告示	6月3日 答申 ^{注1}
作物残留に係る登録保留基準	1. 基準値を新たに設定するもの	1 農薬	4 農薬 ^{注3}	2 農薬 ^{注4}	3 農薬 ^{注5}
	2. 基準値を改正するもの (適用作物の拡大等に伴い基準値を変更又は追加するもの)	11 農薬 ^{注2}	9 農薬	8 農薬	6 農薬
水質汚濁に係る登録保留基準	3. 基準値を新たに設定するもの (作物残留に係るものと重複)	1 農薬	2 農薬	1 農薬	1 農薬

- 注1：6月中に告示予定。
 注2：うち1農薬は、水質汚濁に係るものと重複。
 注3：うち2農薬は、水質汚濁に係るものと重複。
 注4：うち1農薬は、水質汚濁に係るものと重複。
 注5：うち1農薬は、水質汚濁に係るものと重複。

2. 農薬登録保留基準の設定農薬総数（平成15年7月現在（予定））

作物残留に係る基準 ^{注1}	環境大臣が個別に基準値を定めるもの (うち、今回新たに設定されるもの)	2 3 3 農薬 (1 0 農薬)
	食品規格(残留農薬基準)が適用されるもの	2 2 9 農薬
		合計 3 8 3 農薬 ^{注2}
水質汚濁に係る基準	環境基本法に基づく水質環境基準(健康項目)に連動して設定されたもの	1 農薬
	環境大臣が個別に基準値を定めるもの (うち、今回新たに設定されるもの)	1 3 4 農薬 (5 農薬)
		合計 1 3 5 農薬

- 注1：作物残留に係る登録保留基準は、食品衛生法の規定に基づく規格(残留農薬基準)が設定されている場合はそれを適用し、設定されていない場合は環境大臣が個別に基準値を定めることとなっている。
 注2：農薬によっては、一部の作物に関しては食品衛生法の規定に基づく規格が設定され、それ以外の作物に関しては環境大臣が個別に基準値を定めている場合があることから、合計数は必ずしも一致しない。

3. 作物残留に係る登録保留基準値

(1) 新規設定分

平成14年8月29日(1農薬)

農薬の成分(用途)	作物群等	基準値
フルチアセットメチル(除草剤)	小麦以外の麦・雑穀	0.1ppm

平成14年12月24日(4農薬)

農薬の成分(用途)	作物群等	基準値
メタミトロン(除草剤)	てんさい	0.1ppm
シフルフェナミド(殺菌剤)	小麦 小麦以外の麦・雑穀 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第一果菜類 第二果菜類	0.5ppm 1ppm 0.1ppm 1ppm 5ppm 1ppm 0.5ppm
ピリフタリド(除草剤) ^注	米	0.1ppm
シメコナゾール(殺菌剤) ^注	米 みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 第二果菜類 第二葉菜類 大豆 茶	0.1ppm 0.1ppm 0.5ppm 0.2ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.2ppm 0.2ppm 10ppm

注：水質汚濁に係る農薬登録保留基準値も併せて設定されている。

平成15年4月10日(2農薬)

農薬の成分(用途)	作物群等	基準値
チアジニル(殺菌剤) ^注	米	1ppm
プロヒドロジャスモン (植物成長調整剤)	第二大粒果実類	0.1ppm

注：水質汚濁に係る農薬登録保留基準値も併せて設定されている。

平成15年6月3日答申分（6月中告示予定）（3農薬）

農薬の成分（用途）	作物群等	基準値
オキサジアゾン（除草剤） ^{注1}	米	0.1ppm
グルホシネート（除草剤） ^{注2}	第一果菜類	0.1ppm
スピロジクロフェン（殺虫剤）	みかん みかん以外のかんきつ類 第二大粒果実類 小粒果実類	0.1ppm 2ppm 2ppm 5ppm

注1：水質汚濁に係る登録保留基準値も併せて設定されている。

注2：食品衛生法に基づく残留農薬基準が既に設定されている。

（2）適用作物の拡大等に伴い追加設定又は変更するもの

平成14年8月29日（11農薬）

[下線が変更分]

農薬の成分（用途）	作物群等	基準値
ジチアノン（殺菌剤）	<u>みかん</u> <u>みかん以外のかんきつ類</u> <u>第一大粒果実類</u> <u>第二大粒果実類</u> <u>小粒果実類</u> <u>第二果菜類</u> <u>第一葉菜類</u>	<u>0.5ppm</u> <u>5ppm</u> <u>0.2ppm</u> <u>0.5ppm</u> <u>0.5ppm</u> <u>0.5ppm</u> <u>0.5ppm</u>
フルフェノクスロン（殺虫剤） ^{注2}	第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第一果菜類 第二果菜類 <u>さや付未成熟豆類</u> 第二葉菜類 根・茎類 大豆以外の豆類	0.2ppm 1ppm 2ppm 2ppm 2ppm <u>1ppm</u> 10ppm 0.1ppm 0.2ppm
シモキサニル（殺菌剤） ^{注2}	第一大粒果実類 小粒果実類 第二果菜類 第一葉菜類 <u>鱗茎類</u> いも類 大豆	0.1ppm 0.2ppm 0.5ppm 0.2ppm <u>0.1ppm</u> 0.1ppm 0.1ppm
スピノサド（殺虫剤） ^{注1、注2}	米 第一大粒果実類 第二大粒果実類	<u>0.1ppm</u> 0.2ppm 0.5ppm

	小粒果実類 第一果菜類 第二葉菜類 根・茎類	1 ppm 2 ppm 5 ppm 0.2 ppm
プロヘキサジオンカルシウム塩 (植物成長調整剤) ^{注2}	小麦 小麦以外の麦・雑穀 小粒果実類 第一葉菜類	0.5 ppm 0.2 ppm 2 ppm 0.2 ppm
クロマフェノジド(殺虫剤)	米 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第一果菜類 第二果菜類 さや付未成熟豆類 第一葉菜類 第二葉菜類 根・茎類 大豆 てんさい 茶	0.2 ppm 0.1 ppm 1 ppm 1 ppm 2 ppm 1 ppm 5 ppm 2 ppm 5 ppm 0.1 ppm 0.5 ppm 0.1 ppm 20 ppm
テブコナゾール(殺菌剤) ^{注2}	第二葉菜類 てんさい 茶	0.5 ppm 0.5 ppm 25 ppm
インドキサカルブMP(殺虫剤)	いちご ピーマン トマト なす さや付未成熟豆類 第一葉菜類 だいこんの葉 ブロッコリー レタス ねぎ 根・茎類 いも類 大豆 てんさい	1 ppm 1 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 1 ppm 1 ppm 5 ppm 0.2 ppm 1 ppm 2 ppm 0.1 ppm 0.1 ppm 0.2 ppm 0.1 ppm
トリフロキシストロビン(殺菌剤)	第二大粒果実類 第二果菜類 茶	5 ppm 1 ppm 5 ppm
チアメトキサム(殺虫剤)	米 みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類	0.1 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 1 ppm 5 ppm

	<u>第一果菜類</u> <u>第二果菜類</u> <u>第一葉菜類</u> <u>第二葉菜類</u> <u>いも類</u> <u>てんさい</u> <u>茶</u>	<u>1 ppm</u> 0.5 ppm <u>1 ppm</u> <u>2 ppm</u> 0.5 ppm 0.1 ppm <u>1.5 ppm</u>
カルフェントラゾンエチル（除草剤）	<u>小麦</u> <u>みかん</u> <u>第二大粒果実類</u> <u>小粒果実類</u>	<u>0.1 ppm</u> 0.1 ppm 0.1 ppm 0.1 ppm

注1：水質汚濁に係る農薬登録保留基準値も併せて設定されている。

注2：食品衛生法に基づく残留農薬基準が既に設定されている。

平成14年12月24日（9農薬）

[下線が変更分]

農薬の成分（用途）	作物群等	基準値
エテホン（植物成長調整剤）	<u>小麦</u> <u>小麦以外の麦・雑穀</u> <u>みかん</u> <u>みかん以外のかんきつ類</u> <u>第一大粒果実類</u> <u>第二大粒果実類</u> <u>小粒果実類</u> <u>第二果菜類</u>	<u>2 ppm</u> 0.5 ppm <u>0.2 ppm</u> <u>2 ppm</u> 0.5 ppm <u>2 ppm</u> <u>2 ppm</u> <u>2 ppm</u>
ジメトモルフ（殺菌剤） ^注	<u>第一大粒果実類</u> <u>小粒果実類</u> <u>第二果菜類</u> <u>第一葉菜類</u> <u>第二葉菜類</u> <u>鱗茎類</u> <u>いも類</u>	<u>0.1 ppm</u> 5 ppm 2 ppm 1 ppm 2 ppm 0.1 ppm 0.1 ppm
クレソキシムメチル（殺菌剤） ^注	<u>小麦以外の麦・雑穀</u> <u>第一大粒果実類</u> <u>第二大粒果実類</u> <u>小粒果実類</u> <u>第一果菜類</u> <u>第二果菜類</u> <u>第一葉菜類</u> <u>第二葉菜類</u> <u>根・茎類</u> <u>鱗茎類</u> <u>いも類</u> <u>茶</u>	5 ppm 1 ppm 5 ppm 1.5 ppm 2 ppm 3 ppm 2 ppm <u>2.5 ppm</u> 0.3 ppm 0.1 ppm 0.1 ppm 1.5 ppm
アゾキシストロビン（殺菌剤） ^注	<u>第一大粒果実類</u> <u>第二大粒果実類</u>	0.1 ppm 2 ppm

	小粒果実類 第一葉菜類 第二葉菜類 鱗茎類 大豆	10 ppm 0.5 ppm 5 ppm 0.1 ppm 0.1 ppm
フェンヘキサミド(殺菌剤) ^注	第一大粒果実類 小粒果実類 第二果菜類 鱗茎類 大豆以外の豆類	1 ppm 20 ppm 2 ppm 0.1 ppm 0.1 ppm
カーバムアンモニウム塩(殺菌剤)	第一大粒果実類 小粒果実類 第二果菜類 第一葉菜類 第二葉菜類 根・茎類 鱗茎類 いも類	0.1 ppm 0.1 ppm 0.1 ppm 0.1 ppm 0.1 ppm 0.1 ppm 0.1 ppm 0.1 ppm
シアゾファミド(殺菌剤)	小麦 第一大粒果実類 小粒果実類 第一果菜類 第二果菜類 第一葉菜類 鱗茎類 いも類	0.1 ppm 0.1 ppm 10 ppm 1 ppm 2 ppm 1 ppm 0.1 ppm 0.1 ppm
チアメトキサム(殺虫剤)	米 みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第一果菜類 第二果菜類 第一葉菜類 第二葉菜類 いも類 大豆以外の豆類 てんさい 茶	0.1 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 1 ppm 5 ppm 1 ppm 0.5 ppm 1 ppm 2 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.1 ppm 15 ppm
ジノテフラン(殺虫剤)	米 みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第一果菜類 第二果菜類	2 ppm 2 ppm 5 ppm 1 ppm 2 ppm 10 ppm 5 ppm 2 ppm

第一葉菜類	2 ppm
第二葉菜類	5 ppm
根・茎類	0.2 ppm
いも類	0.2 ppm
てんさい	0.2 ppm
茶	2.5 ppm

注：食品衛生法に基づく残留農薬基準が既に設定されている。

平成15年4月10日（8農薬）

[下線が変更分]

農薬の成分（用途）	作物群等	基準値
4 - クロルフェノキシ酢酸 （植物成長調整剤）	<u>第一大粒果実類</u> <u>第二果菜類</u>	<u>0.1 ppm</u> <u>0.1 ppm</u>
ジチアノン（殺菌剤）	みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第二果菜類 第一葉菜類 <u>第二葉菜類</u> <u>根・茎類</u>	0.5 ppm 5 ppm 0.2 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm <u>0.5 ppm</u> <u>0.1 ppm</u>
ホスチアゼート（殺虫剤） ^注	<u>第一大粒果実類</u> 小粒果実類 第一果菜類 第二果菜類 第二葉菜類 根・茎類 鱗茎類 いも類 大豆以外の豆類	<u>0.5 ppm</u> 0.05 ppm 0.1 ppm 0.2 ppm m 0.1 ppm 0.2 ppm 0.05 ppm 0.03 ppm 0.02 ppm
テブコナゾール（殺菌剤） ^注	<u>第二大粒果実類</u> 第二葉菜類 てんさい 茶	<u>1 ppm</u> 0.5 ppm 0.5 ppm 2.5 ppm m
カズサホス（殺線虫剤） ^注	第一大粒果実類 第二果菜類 だいこん類の葉 根・茎類 <u>にんにく</u> いも類	0.05 ppm 0.05 ppm 0.05 ppm 0.05 ppm <u>0.05 ppm</u> 0.05 ppm
メトキシフェノジド（殺虫剤）	米 第二大粒果実類	0.1 ppm 2 ppm

	<u>小粒果実類</u> <u>第一果菜類</u> <u>第二果菜類</u> <u>第一葉菜類</u> <u>第二葉菜類</u> <u>大豆</u> <u>てんさい</u> <u>茶</u>	<u>2 p p m</u> <u>5 p p m</u> <u>2 p p m</u> <u>1 p p m</u> <u>1 0 p p m</u> <u>0 . 1 p p m</u> <u>0 . 1 p p m</u> <u>2 0 p p m</u>
トルフェンピラド（殺虫剤）	<u>みかん</u> <u>みかん以外のかんきつ類</u> <u>すいか</u> <u>日本なし</u> <u>西洋なし</u> <u>第二果菜類</u> <u>第一葉菜類</u> <u>だいこん類の葉</u> <u>だいこん類の根</u> <u>茶</u>	<u>0 . 2 p p m</u> <u>3 p p m</u> <u>0 . 1 p p m</u> <u>2 p p m</u> <u>2 p p m</u> <u>2 p p m</u> <u>0 . 5 p p m</u> <u>1 0 p p m</u> <u>0 . 2 p p m</u> <u>1 5 p p m</u>
クロチアニジン（殺虫剤）	<u>米</u> <u>みかん</u> <u>みかん以外のかんきつ類</u> <u>第一大粒果実類</u> <u>第二大粒果実類</u> <u>小粒果実類</u> <u>第二果菜類</u> <u>第二葉菜類</u> <u>根・茎類</u> <u>いも類</u> <u>てんさい</u> <u>茶</u>	<u>0 . 5 p p m</u> <u>1 p p m</u> <u>2 p p m</u> <u>0 . 5 p p m</u> <u>0 . 5 p p m</u> <u>5 p p m</u> <u>2 p p m</u> <u>5 p p m</u> <u>0 . 1 p p m</u> <u>0 . 1 p p m</u> <u>0 . 1 p p m</u> <u>5 0 p p m</u>

注：食品衛生法に基づく残留農薬基準が既に設定されている。

平成 1 5 年 6 月 3 日答申分（ 6 月中告示予定）（ 6 農薬）

[下線が変更分]

農薬の成分（用途）	作物群等	基準値
イミベンコナゾール（殺菌剤） ^注	<u>みかん以外のかんきつ類</u> 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 <u>大豆</u> 大豆以外の豆類	1 p p m 1 p p m 1 p p m 5 p p m <u>0 . 5 p p m</u> 0 . 1 p p m
テブフェノジド（殺虫剤） ^注	<u>小麦以外の麦・雑穀</u> 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 いも類 大豆	<u>5 p p m</u> 0 . 1 p p m 1 p p m 1 p p m 0 . 1 p p m 0 . 5 p p m

ピリプロキシフェン（殺虫剤） ^注	第一大粒果実類 <u>第一果菜類</u> 第二果菜類	0.1 ppm <u>5 ppm</u> 1 ppm
アセキノシル（殺虫剤） ^注	みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第二果菜類 <u>茶</u>	2 ppm 0.1 ppm 2 ppm 2 ppm 1 ppm <u>50 ppm</u>
チアメトキサム（殺虫剤）	米 みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第一果菜類 第二果菜類 <u>さや付き未成熟豆類</u> 第一葉菜類 第二葉菜類 いも類 大豆以外の豆類 てんさい 茶	0.1 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 1 ppm 5 ppm 1 ppm 0.5 ppm <u>0.5 ppm</u> 1 ppm 2 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.1 ppm 1.5 ppm
シメコナゾール（殺菌剤）	米 みかん みかん以外のかんきつ類 <u>第一大粒果実類</u> 第二大粒果実類 <u>小粒果実類</u> 第二果菜類 第二葉菜類 <u>鱗茎類</u> 大豆 茶	0.1 ppm 0.1 ppm 0.5 ppm <u>1 ppm</u> 0.5 ppm <u>5 ppm</u> 0.5 ppm 0.2 ppm <u>0.1 ppm</u> 0.2 ppm 1.0 ppm

注：食品衛生法に基づく残留農薬基準が既に設定されている。

4. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準値

(1) 新規設定分

平成14年8月29日（1農薬）

農薬の成分	用途	基準値
スピノサド ^注	殺虫剤	0.6 mg/l

注：作物残留に係る登録保留基準値も併せて設定されている。

平成14年12月24日（2農薬）

農薬の成分	用途	基準値
ピリフタリド ^注	除草剤	0.1 mg / l
シメコナゾール ^注	殺菌剤	0.2 mg / l

注：作物残留に係る登録保留基準値も併せて設定されている。

平成15年4月10日（1農薬）

農薬の成分	用途	基準値
チアジニル ^注	殺菌剤	1 mg / l

注：作物残留に係る登録保留基準値も併せて設定されている。

平成15年6月3日答申分（6月中告示予定）（1農薬）

農薬の成分	用途	基準値
オキサジアゾン ^注	除草剤	0.09 mg / L

注：作物残留に係る登録保留基準値も併せて設定されている。